

2022 年 6 月 8 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター**「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」に対する意見**

貴委員会から 2022 年 3 月 15 日付で公表されました「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

【主要な論点】**（質問 1）基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）**

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

【意 見】

ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理及び開示について、会計基準が定まっていないことに起因して、その発行等が阻害されているのであれば、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えます。

また、2022 年 3 月に国会に提出された「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」では、いわゆるステーブルコインについての規定が整備されようとしています。今後のビジネスにおいて、いわゆるステーブルコインを利用した取引が期待されているのであれば、合わせて基準を開発する必要があると考えます。

（理 由）

暗号資産に該当する ICO トークンについては、会計基準が定まっていないことに起因して、その発行等が阻害されている状況が見受けられます。国内外の実際の取引事例の規模や件数、事業会社の ICO トークンの発行等に関するニーズがどの程度なのかを踏まえ、ニーズが高いという状況であれば、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えます。

なお、基準開発にあたっては、直近で発行されている取引事例を分析し、それぞれの取引について具体的に議論することが有用と考えます。

(質問 2) ICO トークンの発行者における発行時の会計処理 (第 28 項から第 36 項参照)

ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのが論点であるとしており、(1)契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している(その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。)とする考え方と、(2)提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない(その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。)とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適切と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

[意 見]

基本的には、(1)が考えられますが、(2)の考えで処理することが適切な ICO トークンの発行があるかどうかについては、更なる分析が必要と考えます。

(理 由)

本論点整理第 34 項に記載のとおり、通常、「契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引においては経済的に等価交換が成立している」ことを踏まえると、基本的には(1)と考えられますが、本論点整理第 28 項に記載の「発行者が財又はサービスを提供する一定の義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在も間かれている」ならば、その事例や発行者が負っている義務(又は債務)に関する考え方を具体的に示したうえで、論点を整理すべきと考えます。

論点を整理する場合、直近では、下記のようなトークンが発行されているため、例えば、これらの取引事例を分析し、具体的に議論することが有用と考えます。

- ① 発行者は、金現物などの現物商品(コモディティ)の価格におおむね連動するトークンを発行する(販売する)。調達資金は当該現物商品(コモディティ)の運用等に利用する。当該トークンは、トークン保有者の求めに応じて、現物商品(コモディティ)の価格におおむね連動する価格で買い取ることとされている。
- ② 発行者は、NFT(Non-Fungible Token / 非代替性トークン)を発行、管理、流通させるためのアプリケーションの開発にかかる資金の調達などを目的にトークンを発行する。開発に成功した場合、トークン保有者は、当該トークンを NFT の購入や当該アプリケーションの利用料に充てることができる。トークン保有者は、当該トークンを市場で売却することにより値上がり益を期待する。
- ③ 発行者はスポーツクラブのチームの運営のための資金の調達などを目的に、トークンを発行する。トークン保有者は、スポンサーと同様に、試合においてロゴや名前が掲載されるほか、限定グッズや特別席への招待などの特典を受けることができるが、その内容は将来変更されることもある。

上述した事例を分析するにあたっては、発行者が負う義務(又は債務)の性質、例えば、ICO トークンの保有者が発行企業に対して何らかの請求権を保有しているのか、発行企業が履行義務を負っ

ているのか、あるいは、引当金の要件に該当する債務を負っているのか、それによって会計処理に違いが生じるのかなど、どのような場合に、どのような義務（又は債務）を負うのかについて検討する必要がありますと考えられますが、発行時に利益が生じるかどうかは当該義務（又は債務）の性質と合わせて検討することが考えられます。このような検討を踏まえた会計基準又はガイダンスがあると、ICO トークンの発行企業が自らの会計処理を検討するにあたって有用と考えられます。

なお、暗号資産交換業者が発行者に代わって ICO トークンを販売する場合、発行者と ICO トークン保有者との権利義務関係、及び、発行者と暗号資産交換業者との権利義務関係を踏まえて、検討が必要と考えられます。

【その他の論点】

（質問 3）資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点（第 38 項及び第 39 項参照）

本論点整理の第 38 項及び第 39 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICO トークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考えの場合、それはどのような論点ですか。

【意見 1】

本論点整理第 39 項①の方向性には同意します。

本論点整理第 39 項②の方向性については、基本的には同意しますが、ICO トークンの発行に伴う発行者が負う義務（又は債務）の性質や発行後に第三者から取得する目的などを踏まえて、更なる分析が必要と考えます。

（理由 1）

本論点整理第 39 項②の方向性について、「発行者が負担する義務に着目して会計上の負債を計上することとした場合、自己が発行した ICO トークンを取得することに伴い、当該 ICO トークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、当該義務に係る負債の消滅を認識するか又は負債から控除する」（本論点整理 別紙 第 8 項）という整理は適切と考えます。

一方で、本論点整理 別紙 第 8 項(2)では、「ICO トークンについては、発行者が取得したのみでは発行者の義務は消滅しないことも考えられる。」と分析されています。この記載は、どのような義務（又は債務）がある取引を想定しているのが明確ではないと考えられます。

なお、この論点を検討するにあっても、（質問 2）の（理 由）に記載した①から③の事例において、ICO トークンの発行に伴う発行者が負う義務（又は債務）の性質や発行後に第三者から取得する目的などを踏まえて、分析することが有用と考えます。

[意見 2]

資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの会計処理を検討するにあたっては、暗号資産交換業者又は暗号資産利用者が保有する暗号資産の会計処理に関して、発生及び消滅の認識について定める必要があると考えます。

(理由 2)

実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(以下「実務対応報告第 38 号」) 第 22 項では、「仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている」とされ、暗号資産の発生及び消滅の認識についての定めは、必要とされていなかったと考えられます。

一方で、暗号資産の売買契約については、取引の合意日から受渡日までの期間を暗号資産に関連する権利に伴う契約(先渡契約)をデリバティブとして整理する考えと、有価証券の売買契約と同様に、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の場合、約定日に暗号資産の発生を認識すると整理する考えがあると思料します。

資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの会計処理を整理するにあたっては、まず、実務対応報告第 38 号における暗号資産の発生及び消滅の認識について、明確にする必要があると考えます。

(質問 4) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点(第 40 項及び第 41 項参照)

本論点整理の第 40 項及び第 41 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

【意見】

(1)から(3)については、同意します。

(4)について、組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合で、広く流通することが想定されているため、有価証券に係る現行の定めを準用するかどうかを検討する必要があると考えます。

(理由)

(4)について、電子記録移転有価証券表示権利等を利用する取引として、合同会社である営業者が投資家から匿名組合出資を受けて投資等を行うといういわゆる GK-TK スキームにより、不動産を裏付け資産としたトークンが発行されている取引が見受けられます。当該トークンが、電子記録移転権利に該当する場合、広く流通することが想定されるため、第一項有価証券として公募等に関する開示規制が課されることを踏まえると、売買目的有価証券やその他有価証券の定めを準用することが適切となるケースも考えられると思料します。この場合、金融商品実務指針第 308 項の見直しの要否も視野に入れて、検討する必要があると考えます。

(質問5) その他

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

【意 見】

NFT に関する会計処理については、取引が増加しているため、基準開発に着手すべきと考えます。

(理 由)

近年、いわゆるメタバースなどの仮想空間を活用した新規のビジネスを展開している企業が散見されています。一定の仮想空間（プラットフォーム）において、企業が、様々なサービスやコンテンツをユーザーに提供するにあたって、NFT を売買する取引が増加しているため、NFT の資産としての認識や測定について、どのように会計処理するのか、企業間の比較可能性が保てるように、会計基準を開発することが望まれます。

以 上